

## 融 資 相 談

- ◎ 店舗の新築、増改築や設備の更新または経営の近代化、合理化のために資金が必要な場合に融資の相談を行っています。
- ◎ 生衛業のパートナーである、「日本政策金融公庫・国民生活事業」資金の融資申込み手続きや書類作成などについて、指導しています。

### ☆ 一般貸付（原則として都道府県知事の「推せん書」が必要です）

・・・都道府県知事（群馬県では生活衛生指導センター理事長）の発行する「推せん書」・・・生活衛生関係業者が設備の設置等行う場合を対象とした融資です。

	業 種	ご融資額	ご返済期間
設備資金	飲食店営業（そば・うどん店、中華料理店、すし店、料理店、社交業、一般飲食店） 喫茶店営業・食肉販売業・氷雪販売業 理容業・美容業・その他の公衆浴場業	7,200万円以内	13年以内 （据置期間1年以内）
	一般公衆浴場業	3億円以内	
	旅館業	4億円以内	
	興行場営業	2億円以内	
	クリーニング業	1億2,000万円以内	

### ☆ 振興事業貸付（組合に加入されている方が対象です）

- ・ 振興計画の認定を受けている生活衛生同業組合の組合員の方が対象です。
- ・ 生活衛生同業組合の長の「振興事業に係る資金証明書」が必要です。

	業 種	ご融資額	ご返済期間
設備資金	飲食店営業（そば・うどん店、中華料理店、すし店、社交業、一般飲食店） 食肉販売業・理容業・美容業	1億5,000万円以内	18年以内 （据置期間2年以内）
	一般公衆浴場業	1億5,000万円以内	
	旅館業・興行場営業	7億2,000万円以内	
	クリーニング業	3億円以内	
資運金転	上記全業種	5,700万円以内	5年以内 （据置期間6か月以内）

## ☆ 生活衛生改善貸付(無担保・無保証人)

生活衛生同業組合の経営指導を受けている従業員5人以下(旅館業・興行場は20人以下)の会社及び個人の営業者を対象とした融資で、生活衛生同業組合の長の「推せん書」が必要です。

ご融資額	2,000万円以内
ご返済期間	運転資金7年以内 (据置期間1年以内)
	設備資金10年以内 (据置期間2年以内)

### 【お近くの日本公庫】

(株)日本政策金融公庫・国民生活事業

前橋支店

〒371-0023 前橋市本町1-6-19

☎027-223-7311 fax027-223-0188

高崎支店

〒370-0826 高崎市連雀町81

☎027-326-1621 fax027-327-1756

前橋支店・桐生出張所(桐生商工会議所 3F)

〒376-0023 桐生市錦町3-1-25

☎0277-47-1410 fax0277-43-0231

